

P1. 韓日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)
在日韓人の法的地位問題 事前交渉、
1951—9

分類番号 723. 1 JA
登録番号 78

P2. 索引目録

| 分類番号 | 登録番号 | 生産課 | 生産年度 | フィルム番号 | フレーム番号 |
|-----------|------|-----|------|----------|-----------|
| 723. 1 JA | 78 | 政務課 | 1951 | 番号 | 始まり 終り |
| 法 1951 | | | | C1— 0001 | 0249～0397 |

機能名称：韓・日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)
在日韓人の法的地位問題 事前交渉、1951.5—9

P3. 外務部保存文書

分類番号 723. 1 JA 法 1951 登録番号 78 保存期間 永久
機能名称 韓・日会談 予備会談 (1951.10.20-12.4)
在日韓人の法的地位問題 事前交渉、1951.5—9
生産課 政務課 生産年度 1951

P4. 正本

韓日代第 1993 号
檀紀四二八四年(1951 年)五月十六日

大韓民国駐日代表部
公使 金龍周 ㊟

外務部長官 閣下

一部悪質的共産系列人物の強制送還問題に関する件

標記の件に関しては、檀紀四二八四年 (1951 年) 三月二十六日連合最高司令部外交局”シーボルト”大使と会談を経て本件施行を要請したのに、その後何等回答がなかったが今次本件は、現在としては適用法規がなく実行するのが困難だとして、新入国管理法を立法し施行するようになるだろうという別紙回

P5. 答に接したので、もしも同『新入国管理法』が施行される場合には、次のように在日居留民とその財産権に大きな悪影響を与えることに思料される。即ち同回答の内容を解剖すると

一、形式上としては日本政府が一方的に新法規を立法、適用させ、強制追放するようになるので、

二、その内容においては、一九四五年九月二日以後適当な手続きを経由せずに入国した善良な韓国人も強制送還されるようになるだけでなく、同時にその財産権も保障されない危険性があり、

また一方悪質的共産系列の人物であっても一九四五年九月二日以前から続けて居住する場合にはまだ、いわゆる在日韓国居留民の国籍に対する国際的確認が成立してない以上、韓国国民と認定することはできないので、強制的に追放でき

P6. ないという連合国最高司令部当局の見解を指摘することができます。したがって本代表部は本件、特に一九四五年九月二日以後適当な手続きなく入国した居留民の居住権保障に対する措置を鋭意講究中にあり、一方韓国国法を違反して同時に一般国際社会に極端な悪影響を与える前記悪質的共産系列人物の強制送還問題に関しては、国際法上許容される犯罪人引渡しに関する両国間の協定を結んで解決しようと研究していることを報告し、ここに同回答の写本を同封します。

添付書 回答の写本

Diplomatic Section

The Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission in Japan and has the honor to refer to conversations held between Minister Kim and Ambassador Sebald on March 26, 1951 concerning the possibility of departing to Korea from Japan certain undesirable Korean residents of Japan.

The Mission is advised that this matter has been discussed within this Headquarters and with the cognizant Japanese authorities to determine the legal limitations that might govern such action as Minister Kim proposed. It has been determined from these discussions that it is not possible under current Japanese law to depart from Japan any persons other than those aliens who violated the Alien Registration Law as a result of illegal entry into Japan.

It is understood, however, that the new Japanese Immigration Law now pending before the Diet will make provision for the deportation of certain categories of undesirable aliens and of those convicted of illegal activities. It should be noted, however, that insofar as Korean residents of Japan are concerned, this law will apply only to those Koreans who have entered Japan since September 2, 1945, and that all other Koreans in Japan can not be classified as aliens until some definitive action has been taken to determine their exact nationality status.

Tokyo, May 15, 1951.

To the
Korean Diplomatic Mission in Japan,
Tokyo.

339

0255

P8. 至急

韓日代第 2018 号

檀紀四二八四年(1951年)六月一日

大韓民国駐日代表部

公使 金龍周 ㊟

外務部長官 閣下

若干の悪質的共産系列人物の強制送還に関する請訓の件

連 檀紀四二八四年(1951年)五月十六日韓日代第 1993 号「一部悪質的共産系列人物の強制送還問題に関する件」

標記の件檀紀四二八四年(1951年)五月十五日付「連合国最高司令部外交局書簡」に対して大体左記のような文書を提出し答えようとするので、本件に関して仔細に下示していた

P9. だくことを望みます。

記

若干の悪質的韓国人一九五一年五月十五日付 貴連合国最高司令部外交局書簡によれば、今次「新入国管理法」を立法し、一九四五年九月二日付以後に入国した韓国人にだけこの法律を適用して強制追放し、それ以外のすべての韓国人はその国籍が確定した以後に適用されるものと理解するが、この措置は同年九月二日以前から続けて居住している韓国人には適用しなくなる点だけでなく、本件に関して本代表部が提示した目的と趣旨から外れてしまうだろうと思料される。

一九四五年九月二日以前から続けて居留する韓国人で

P10. 養子縁組などで旧日本戸籍に入籍した若干の韓国人を除いたすべての韓国居留民に関しては、その全部が戸籍上、一九四五年九月二日以前日本統治時代から現在に至りわが国の戸籍台帳に登載されている大韓民国国民であり、これら在日居留民はその戸籍の日本国内移転または移転を禁止されていて、また大韓民国憲法第三条に規定された大韓民国の国民要件にも合致しており、同条に「在日韓国居留民の法的地位確認要件に関する」一九四九年三月三日付本代表部書簡で本件に関する国際的確認を要請した以上、在日韓国居留民の国籍解決云々問題は何ら発生する余地がないと思料される。

また一方「貴連合国最高司令部当局でも」その対日管理政策において在日韓国居留民の身分に

P11. 関しては最も実際の見地に依拠して「非日本国民」として取扱ったし、また取扱い、これまた従来のように日本憲法に規定された日本国民から除外され、したがって日本憲法の立法、司法、行政権上で許容する日本国民としての権利享有と、その反射的利益も付与されていないことを指摘できる。

本代表部はこの在日韓国人の国籍回復に関する確認問題は、その性質上、または前記実際上の措置に鑑みて、まるで在日台湾人の中国国籍回復が「中国人の登録に関する一九四七年二月二十五日付連合国最高司令部覚書によって確認されたように、貴連合国最高司令部の所管事項に属し、対日講和条約成立以前にも、十分に貴

P12. 連合国最高司令部の確認措置で決定できるものと思料される。

したがって本代表部が貴外交局長シーボルト大使に提示した懸案に関しては

(一) 一九四五年九月二日付以前かまたはそれ以後かを問わず、すべての在日韓国居留民を対象にするが、

(二) その帰還措置においては韓日間に国際的秩序を維持するために、司法上の協力を目

指す「犯罪人引渡し条約」を締結し、この協定によって実施されるよう再提示するので、日本政府に適切な措置を取ってくれることを要請する。

P13. 決済年月日 **84(51)/6/13** 施行年月日 **6/14** 記号 外務 **460** 号

四二八四年(51年)六月十三日起案 浄書 対照 記帳

長官 ㊦ 次官 ㊦ 政務局長 ㊦ 第一課長 ㊦ 係長 起案者 ㊦

件名 一部在日同胞強制送還に関する件

外務部長官

総務処長貴下

首題の件に関して国务会議の議決を経て

P14. 施行しようとするので、別添件国务会議に上程していただくことを望みます

P15. 案

国务委員外務部長官 卞栄泰

国务会議議長 閣下

全 件

首題の件に関して別添案を国务会議の議決を経て施行しようとするが、これをもって上程するので審議通過していただくことを望みます

記

一部在日同胞強制送還に関して駐日公使の稟

P16. 申(上奏)案のように **SCAP** と交渉するようにすること

P17. 「案」

一、経緯

(1) 四二八四年(51年)三月二十六日駐日代表部公使金龍周氏は駐日米国大使シーボルト氏と、若干の悪質的共産系列韓国人を日本から強制追放する問題に関して会議をして、金公使は在日共産系列悪質分子の追放を要請した

P18. が、四二八四年(51年)五月十五日付で別添(三)のように現在では該当法規がなく実行するのが困難で、新入国管理法を立法して施行するようになるだろうという回答があった。

(2)同回答によると

(ア) 新入国管理法を立法して一九四五年九月二日

P19. 以後に入国した韓国人だけにこの法律を適用して強制追放し、したがって一九四五年九月二日以後適当な手続きを踏まずに入国した善良な韓国人も強制追放されることになり、同時にその財産権も保障されないし、

(イ) 悪質共産系列分子であっても一九四五年九月二日

P20. 以前から継続して居住する場合には、いわゆる在日韓国居留民の国籍に対する国際的確認が確立されてない以上、韓国国民と認定できないので強制的に追放できないと解釈される。

二、結論

P21. (1)したがって別添(一)で駐日公使が請訓したことを本国政府として承認する必要がある。

(2) その内容を要約すると次のものだ。

- (ア)日本が新入国管理法を立法して、一九四五年九月二日以後に入国した韓国人だけにこの法律を適用すれば、駐日代表部が提示した目的と趣旨から外れる。
- P22. (イ)在日韓国居留民が韓国人だということを、SCAP が確認することを要請する
(ウ)韓日間犯罪人引渡し条約を適宜な時期に締結することを要請する。
(エ)一九四五年九月二日付以前や、またはそれ以後に入国した者かを問わず、すべての在日韓国人を対象に悪質共産分子の強制追放問題を考慮することを要請する。
- P23.

P24. 韓日代第 2119 号 外政 587
檀紀四二八四年(1951 年) 六月二十八日

大韓民国駐日代表部
公使 金龍周 ㊟

外務部長官 閣下

在日韓国居留民の法的地位確定に関する請訓の件
標記の件、一九四九年五月三日「在日韓国居留民の法的地位確定に関する」本代表部の要請と、その後においての督促に対して、一九四九年六月二十八日連合軍最高司令部外交局「サリバン」氏が来訪し、非公式に本件決定の基礎として SCAP 当局の司会の下で韓

- P25. 日間の会議を開催することを提案したが、本件決定において日本政府に対する SCAP 当局の覚書方式を取らず、韓日間の協議方式を取ることになる韓国人、特に在日韓国人はいわゆる韓日合併条約により、日本国籍を獲得したという法的見解を支持することになるだろうし、また前記提示した韓日間の会談で、日本政府は国籍選択方式を主張するものと推測されるので、したがってその結果としては韓国人の在日居住権及びその財産権の制限を受けるようになるものと思料される。それゆえ本代表部は本件提案に対して左記第一案と第二案によって回答しようとするが、本件に対して細かい提示を望むものである。

P26. 記

第一案 在日韓国居留民の法的地位に対する国際的確定は SCAP 当局の覚書でこれを日本政府に指示する事。ただし在日韓国居留民の内、国籍取得を希望する者で韓国が承認する者には、日本政府はこれを許可すること。

第二案 前記第一案を SCAP 当局で拒否することで仕方なく韓日間協議下で本件を決定することになる場合には、事前に SCAP 当局から左記のような基本条件に対する確認(文書上で)を得るようにすること。

1. 在日韓国僑民の居住権に対して、これに基因する何らの制限がないようにすること
2. 在日韓国僑民の財産権に対して何ら制限がないようにし、特にその財産を本国に搬出する場合に、特

P27. 別待遇で取扱うこと。

P28. 外政 四二八四年(1951 年)七月三日起案
長官 ㊟ 次官 ㊟ 法務局長 ㊟ 第一課長 係長 起案者 ㊟
法務部長官 法務部次官 法務部法務局長
件名 在日同胞の法的地位に関する件

稟 議

首題の件に関して去る六月二十八日、法務部長官室で在日同胞の法的地位に関する会議を開催したところによると即、

P29. 別案のような在日同胞の法的地位に関する対策を樹立し、駐日代表部を通じて **SCAP** と交渉するようにしたらどうかと、このことの裁決を仰請するものである。

P30. 「案」

一、経緯

1. 在日同胞の内、一部共産悪質分子の強制送還問題に関して四二八四年（1951年）三月二十六日駐日代表部公使金龍周氏は駐日米国大使シーボルト氏と会談をし、金公使は在日同胞の内、一部悪質共産分子の強制送還を要請したところ別添のように、現在では該当法規がなく実行するのが困難で、新入国管理法を立法して施行することになるだろうという回答に接した。

2. 同回答によると

(一) いわゆる新入国管理法は、ただ一九四五年九月二日以後に日本に入国した韓国民だけに適用されるとし、万一このようになれば一九四五年九月二日以後に不法に日本に入国した韓国人に対しては強制追放される憂慮があるだけでなく、正当な入国者であろうともその身分財産に対する保障に脅威

P31. を受ける憂慮があり、

(二) 一九四五年九月二日以前からいる在日韓国人は実質的に、ある確定的な国籍問題に関する措置のない限り、現在 **SCAP** 側や日本政府の見解では「非日本人」の取扱に過ぎず、明白なる韓国人としての処遇を受けられないでいる。

3. 在日同胞の内、犯罪をした悪質共産分子を日本から追放させるためには、韓日間に犯罪人引渡しに関する条約が締結されなくてはならない。

4. しかし韓日間犯罪人引渡しに関する条約を締結するためには、先に在日韓国人の国籍問題を確定しない限り、その条約を締結するのは困難である。

P32. 二、結論

1. それゆえに当面の問題として要求されるのは、在日同胞の法的地位に関する問題を駐日代表部を通じて **SCAP** 当局と交渉させ、在日同胞は全部が大韓民国の国籍を持っているということ、左記の論拠によって **SCAP** が確認するようにすること。

2.(一) ポツダム宣言により既に、日本は韓国に対する主権を抛棄したので、韓国国民は韓国の主権を回復した大韓民国の国民であり、したがって在日同胞も大韓民国憲法及び大韓民国国籍法に依拠した大韓民国国民である。

(二) 過去帝政時に日本は、日本国籍法を韓国人には適用しなかった。

P33. (三) 一九四九年十月二十一日に国連総会で決議された「大韓民国政府は唯一の合法的政府」という点を考慮する時に、当然海外僑胞は大韓民国の国籍を持っているのである。

(四) 在日台湾人の中国国籍回復に関する一九四七年二月二十五日付連合最高司令部覚書のような先例もあるので、在日韓国人が大韓民国国民であるということも、これまた **SCAP** の覚書によって確定できる問題である。

(五) その他、国際法諸原則に沿って韓国国民の主権が日本の敗戦のせいで当然回復したと看做される。

- (五) ママ日韓合併条約は一九四五年九月二日で無効化になった。日本のポツダム宣言受諾、米ソ軍政占領、大韓民国の成立、国連の承認、列国の承認等などの事実は前記条約を無効化させた。条約は条約によってのみ無効化されるものではない。

P34. 在日同胞の法的地位に関する会議録

一、日時 檀紀四二八四年(1951年)六月二十八日午後二時

一、場所 法務部長官室

一、出席者

外務部長官 卞榮泰氏

外務部次官 曹正煥氏

外務部政務局長 金東祚氏

法務部長官 趙鎮満氏

法務部次官 金潤根氏

法務部法務局長 洪璣基氏

一、会議状況

1. 在日悪質共産分子の強制送還問題は除外

P35. し、ただ在日同胞の法的地位問題だけ検討することにした。

2. 日本政府(乃至る SCAP)の大韓民国政府承認問題とは別途に、ただ在日同胞が大韓民国国民であるということを SCAP が認定するように、左記の論点に依拠して主張すること。

(1) ポツダム宣言

(2) 韓国において大韓民国政府が唯一の合法的政府という国連の決議

(3) 帝政時に日本国籍法は韓国人には適用しなかったということ。

(4) 大韓民国の憲法及び韓国籍法

(5) その他国際法

P36. 3. 一九四九年三月三日付「在日韓国居留民の法的地位確認要請に関する」駐日代表部の書簡に対する SCAP の回答を検討すること。

4. 日本側が在日同胞を大韓民国国民と認定しようとする主要な理由は、三八線により国土が両断されているからだということ。したがって国民の国籍問題を、国家を承認する前にどう決定できるかという点。

P37. 決済年月日 84(51)/7/11 施行年月日 7/19 記号 外務五八七号

四二八四年(51年)七月九日起案 記帳 ㊟ 印鑑 ㊟ 発送 ㊟

長官 ㊟ 次官 ㊟ 政務局長 ㊟ 第一課長 ㊟ 第二課長 ㊟ 起案者 ㊟

件名 在日同胞の内、一部悪質分子の強制送還問題及び在日韓国人の法的地位に関する件
外務部長官

駐日大使貴下

P38. 檀紀四二八四年(1951年)五月十六日付け韓日代第一九九三号、同六月一日付け韓日代第二〇一八号及び六月二十八日付け第二一九号で問い合わせのあった首題の件に関してその間法務部と合議し、別記のように処理することで確定したのでここに伝え、この趣旨に立脚して SCAP 当局と交渉し、所期の成果を挙げられることを望むものであります。

P39. 別記

一、在日同胞の内、犯罪をした悪質共産分子を日本から追放させるためには、韓日間に

- 犯罪人引渡しに関する条約が締結されなくてはならない。
- 二、しかし韓日間犯罪人引渡しに関する条約を締結するためには、先に在日韓国人の国籍問題を確定しない限り、その条約を締結するのは困難である。
- P40. 三、それゆえに当面の問題として要求されるのは、在日同胞の法的地位に関する問題を **SCAP** 当局と交渉して、在日同胞は全部が大韓民国の国籍を持っているということ、左の諸論拠によって **SCAP** が確認するようにすること。
- (ア) ポツダム宣言により既に、日本は韓国に対する主権を抛棄したので、韓国国民は韓国の主権を
- P41. 回復した大韓民国の国民であり、したがって在日同胞も大韓民国憲法及び大韓民国国籍法に依拠した大韓民国国民である。
- (イ) 過去帝政時に日本は、日本国籍法を韓国人には適用しなかった。
- (ウ) 一九四九年十月二十一日に国連総会で決議された「大韓
- P42. 民国政府は唯一の合法的政府」という点を考慮する時に、当然海外僑胞は大韓民国の国籍を持っているのである。
- (エ) 在日台湾人の中国国籍回復に関する一九四七年二月二十五日付連合最高司令部覚書のような先例もあるので、在日韓国人が大韓民国国民であるということもこれまた **SCAP** の覚書によって確定できる問題である。
- P43. (オ) 条約は条約によってのみ無効化されるものではない。その条約を無効化させるだけの事実が発生した時には、その条約が無効化するという国際法上の一般原則を考慮する時に、日本のポツダム宣言受諾、米ソ両軍の進
- P44. 駐、大韓民国の樹立、諸国の大韓民国承認等などの事実は、前記の条約を無効化させるのに十分なものである。
- (カ) 日本が在日同胞を全部韓国人として取扱うことで、外国人に対する行政上多くの便宜になるだろう。

P45. 外政第 号

檀紀四二八四年(51年)七月十六日

外務部長官

駐日大使 貴下

在日同胞の内、一部悪質分子の強制送還問題及び
在日韓国人の法的地位に関する件

- 檀紀四二八四年(1951年)五月十六日付け韓日代第一九九三号、同六月一日付け第二〇一八号及び六月二十六日付け第二一九号で問い合わせのあった首題の件に関してその間法務部と合議し、別記のように処理することで確定したのでここに伝え、この趣旨に立脚して **SCAP** 当局と交渉し、所期の成果を挙げられることを望むものであります。
- P46. 別 記

- 一、在日同胞の内、犯罪をした悪質共産分子を日本から追放させるためには、韓日間に犯罪人引渡しに関する条約が締結されなくてはならない。
- 二、しかし韓日間犯罪人引渡しに関する条約を締結するためには、先に在日韓国人の国籍問題を確定しない限り、その条約を締結するのは困難である。
- 三、それゆえに当面の問題として要求されるのは、在日同胞の法的地位に関する問題を **SCAP** 当局と交渉して、在日同胞は全部が大韓民国の国籍を持っているということ、左の諸論拠によって **SCAP** が確認するようにすること。

- P47.** (ア) ポツダム宣言により既に、日本は韓国に対する主権を放棄したので、韓国国民は韓国の主権を回復した大韓民国の国民であり、したがって在日同胞も大韓民国憲法及び大韓民国国籍法に依拠した大韓民国国民である。
- (イ) 過去帝政時に日本は、日本国籍法を韓国人には適用しなかった。
- (ウ) 一九四九年十月二十一日に国連総会で決議された「大韓民国政府は唯一の合法的政府」という点を考慮する時に、当然海外僑胞は大韓民国の国籍を持っているのである。
- (エ) 在日台湾人の中国国籍回復に関する一九四七年二月二十五日付連合軍最高司令部覚書のような先例もあるので、在日韓国人が大韓民国国民であるということもこれまた **SCAP** の覚書によって確定できる問題である。
- P48** (オ) 条約は条約によってのみ無効化されるものではなく、その条約を無効化させるだけの事実が発生した時には、その条約が無効化するという国際法上の一般原則を考慮する時に、日本のポツダム宣言受諾、米ソ両軍の進駐、大韓民国の樹立、諸国の大韓民国承認等などの事実は、前記の条約を無効化させるのに十分なものである。
- (カ) 日本が在日同胞を全部韓国人として取扱うことで、外国人に対する行政上多くの便宜になるだろう。

I. Nationality of the Koreans

Regarding the nationality of the Koreans, the Japanese delegation is of the insistent opinion that it is with the coming into force of the Japanese peace treaty that the Koreans resident in Japan lose their Japanese nationality and acquire the Korean nationality. However, the Korean delegation does not think that way. That is to say, the Koreans threw off the Japanese yoke when Japan accepted the terms of the Potsdam Declaration on August 9, 1945 and acquired the Korean nationality when the government of the Republic of Korea was established. This acquisition of the Korean nationality was legally completed with the coming into force of the Korean Nationality Law in December, 1948. In this connection, there was actually no difference whether the Koreans were in Korea or in Japan.

The independence of ROK was not merely de facto but was formally recognised by the decision of the UN General Assembly as well as individually by the majority of the democratic nations all of which recognition renders the independence of Korea legal. Article 2 of the Japanese peace treaty does not empower Japan to do more than confirming these legal effects already established.

II. Legal Status of the Korean residents in Japan

The Korean residents in Japan may be divided in the following two categories:

- a) Residents since prior to August 9, 1945
- b) Entrants since August 10, 1945
- c)

The Koreans in Japan belonging to the above 2 categories have the following different legal status:

Category b: Entrants in this category are being accorded by the Japanese Government the exact treatment given to all foreign nationals, i.e., 1) they have no suffrage nor eligibility, 2) they are required to register as aliens, and 3) they are under restrictions as other foreigners are in regard to acquisition of properties in Japan and 4) in regard to business activities.

Category a: Residents in this category have 1) no suffrage nor eligibility and 2) are required to register as aliens as those in category b.; however, they undergo no restrictions at all with regard to acquisition of properties and business activities. This means that they are different from ordinary foreigners in Japan; in other words, they are accorded national treatment by the Japanese Government despite their being foreigners. In fact, they have been receiving the same treatment as that given the Japanese nationals in all respects of living, business activities, acquisition and possession of properties, financial measures, taxation, food ration, police control etc. except respecting suffrage and eligibility, as mentioned above.

While they have not enjoyed the usual privileges enjoyed by the aliens, they at the same time had rights which were not granted aliens.

It is the desire of the Korean government that such legal relations now existing as regards treatment being accorded the Korean residents in Japan be maintained by the Japanese Government.

III. Proposals of the Korean Delegation

Proposals of the Korean government with regard to the legal status of the Korean residents in Japan may be summarized as follows:

a) The Korean Government demands no more than the normal treatment accorded the aliens for the Korean residents who entered Japan on or after August 10, 1945 as well as those who will enter Japan hereafter. They will be governed by all Japanese laws and rules applicable to foreigners.

b) As for those who have been resident in Japan since before August 9, 1945 the Korean government holds the following view:

1. They should be granted the right of permanent residence in Japan ipso facto and without going through any formalities as well as the right to depart from Japan freely. Such rights should be extended to their descendants.

2. They should be guaranteed the human rights pursuant to the spirit of the Universal Declaration of Human Rights.

In the enjoyment of property right, freedom of business activities and education, all other rights including the right to work and living, they should be accorded the same treatment as that accorded the Japanese nationals.

In addition, they should be granted the freedom of establishing schools for the sake of educating the Korean students. In such schools, education will be carried out in accordance with the education policy of the ROK.

3. In case of their departure from Japan, they should be guaranteed the right to retain or dispose of their properties in Japan without any restriction whatsoever and should have the right to carry their movable properties. The properties carried or disposed of should come under no restrictions whatever as regards their kind, quantity or value, nor should they be taxed.

4. Deportation should not be applicable to the residents of this category. Those however who have committed felonies such as attempts at overthrowing the Japanese government by force should be deported with the consent of the Korean government.

376

0297

IV. Reasons why those who have been resident in Japan since before August 8, 1945 are entitled to special status.

(a)

These people had entered Japan not as aliens and naturally not on the regular entry procedures for foreigners.

b) The majority of them were brought to Japan by the Japanese government under its responsibility as compulsory laborers or the like.

c) As described above their special status is now being recognized by the Japanese government.

d) It is admitted that the poverty of a part of these people constitute a certain amount of burden on the Japanese government. But those were originally poor people who were brought to Japan for her own benefit and use, and who were later thrown into unemployment by the changing economic conditions of Japan herself which in turn brought burden to the Japanese government. Therefore, these so-called destitutes cannot be deported merely because they are a burden to the Japanese government.

V. As regards entrants since August 10, 1945 who have not complied with the necessary procedures

The Korean government does not request any special treat as a right but has the following desires:

a. Although their entry into Japan was not in conformity with the regular entry procedures, those who have proved, during the course of their residence in Japan, to be capable of maintaining their livelihood and of being law-abiding should be granted permit to reside continuously in Japan.

b. Those who have entered Japan after the outbreak of the Korean war -- June 27, 1950 -- without going through legal procedures should not be treated with any drastic measures but with such measures as may be compatible with the spirit of international refugee relief until the settlement of the war.

0296

377

The Korean Diplomatic Mission in Japan presents its compliments to the Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers and with reference to its note of May 3, 1949 requesting clarification on the nationality of the Korean residents in Japan, has the honor to express further its opinion and desire as follows:

The problem of nationality and of protection of individual rights of the Koreans who have been residing in Japan from before August 9, 1945, should be considered in the light of human rights under the natural law and also of historical homogeneity of the Korean people as well as the historical conditions under which they were obliged to reside in Japan.

The nationality of the Korean residents in Japan therefore should not be decided on optional basis in connection with their birth places or present domiciles, nor should it be decided to acquire desired nationality by departing from Japan. This should be settled by a recovery of their original Korean nationality consequent to the establishment of the independent and sovereign nation of the Republic of Korea as its government has taken action to recognize the nationality of those residents in Japan as her citizens. This new SCAP memorandum is desired to carry the following vital points:-

1. Those Korean residents who have continuously resided in Japan from before August 9, 1945 but who have excluded themselves from the application of Japanese Census Registration Law should be confirmed of their automatic acquisition of the nationality of the

Republic/

To the
Diplomatic Section
General Headquarters
Supreme Commander for the Allied Powers
Tokyo

378

0299

Republic of Korea as from August 15, 1945; those Korean residents who have continuously resided in Japan from before August 15, 1945 and who have come under the application of Japanese census registration law will be allowed to acquire the nationality of the Republic of Korea if they so wish and if they make proper applications to that aim.

(The term "Korean residents" mentioned above means Korean race.)

2. Those who have acquired the nationality of the Republic of Korea will enjoy freedom of residence as other aliens in Japan and will be guaranteed freedom of religion, freedom of racial education, freedom of business and enjoyment of private rights in accordance with the principle of equality between alien and veraculter subjects.

3. Those who have acquired the nationality of the Republic of Korea will be granted freedom of exit from Japan and be guaranteed protection of private property rights including the right of disposal, right of removal and tax exemption privileges in case of property removal from Japan to Korea.

If the Diplomatic section agrees to these fundamental points as indicated above, this Mission is fully prepared to undergo further negotiations in regard to detailed procedures as may be required in order to materialize the subject issue.

Diplomatic Section's early reaction on the above suggestions will be highly appreciated.

Tokyo, August 10, 1951

379

0300

ANNEX I

1. Legal status of Koreans under the Japanese domination.

A. Although it is claimed that the Koreans used to have Japanese nationality, the legal basis as to how they came under the Japanese nationality is quite different from that making the Japanese having the Japanese nationality. In other words, the Japanese were entitled to the Japanese nationality in accordance with the provisions of the Japanese nationality law, while the Koreans came under the Japanese nationality merely as the result of the Korea-Japan Annexation Treaty. The question arising as to what legal basis the Koreans born after the annexation had come to acquire the Japanese nationality is unanswerable except to say that they had acquired it by custom or by common law.

The reason why the Japanese had never made the Japanese Law applicable to the Koreans is obvious. Firstly, the Japanese did not want to give the Koreans the status of the Japanese; even the Korean residents in Japan were not allowed to become Japanese unless they were married to Japanese women and given the status of "nyūfu" or "yosai". Secondly, Koreans were not allowed to abandon the Japanese nationality while the Japanese themselves enjoyed the freedom of abandonment. This discrimination was devised only to control the Koreans who might be engaged in independence movement against Japan. In China, the Japanese authorities had the right to arrest, try and execute the Koreans as Japanese nationals under extra-territoriality there.

B. The Koreans were not given to enjoy the Guarantee of Rights of the Japanese constitution. In spite of the fact that the Guarantee of Rights meant a rule of law by which a citizen's freedom could not be restricted or infringed upon except by the laws enacted by the National Assembly or the Parliament, the freedom of the Koreans were jealously restricted by "seirei" - the orders of the Governor General of Korea - as Korea was legally treated as a different region where the application of the Japanese Laws were excluded. Before the surrender of Japan, she was a "constitutional monarchy", although very incomplete, and bestowed the Guarantee of Rights to her citizens within that scope which precluded the Koreans.

C. The Koreans were never given franchise. The belated promulgation of the law of April 1, 1945, claiming to give them franchise was never brought into effect.

D. The Koreans were not subject to the compulsory service. In the desperate hours of the Pacific War, however, Koreans were forcibly brought into the service in the name of volunteers, although the greater part of the Korean manpower was mobilized for industrial force.

G. 0301

E. The legal status of the Korean residents in Manchuria in the past.

While the Japanese nationals in Manchuria were granted special privileges under extra-territoriality in accordance with the Sino-Japanese Special Treaty, the Koreans were put under the jurisdiction of the Chinese judiciary, pursuant to Sino-Japanese agreement on "Manchao" district, dated September 4, 1904.

F. Concluding from above, the Koreans had a sui generis legal status and were distinctively discriminated from the Japanese under the Japanese dominion. Under any circumstances, the Koreans were clearly and collectively discriminated.

II. Situation of Korean Residents in Japan.

A. Most of the Koreans in Japan were taken into Japan and mobilized for forced labor at the Japanese munitions factories for about twenty years from the so-called "Manchurian Incident" to the end of the Pacific War. Consequently, they lost their economic foundation in Korea and were obliged to remain in Japan. Although they have been leading a very poor life, they have not been able to enjoy the benefits of Japan's social security system because their legal status has not been determined.

In view of the above mentioned historical circumstances under which they had come to reside in Japan, they should be granted freedom of continued residence in Japan, and full private right in accordance with the spirit of the Declaration of human right of the United Nations after their acquisition of the nationality of the Republic of Korea has been confirmed by the SCAP authorities.

III. Justification on the Nationality Problem of the Korean Residents in Japan.

A. According to the general principles of the International Law, the people that have been residing in the conceded territory retain their original legal status until such time as when a peace treaty is concluded, in accordance with which treaty, their nationality is decided.

In the case of Korea, however, it is different. Korea has been liberated from the Japanese domination following the formal acceptance by the Japanese of the Potsdam Declaration on August 15, 1945, as the result of which the Korean people automatically left the Japanese nationality.

The sovereign government in Korea, however, was not immediately established and therefore the nationality of the

• Korea was also admitted into the world organization of the Republic of Korea on November 20, 1948 from which it is to be inferred that the Republic of Korea acquired the nationality of the Republic of Korea.

B. The justifiability of the above legal theory has been verified by the SCAP's policy as follows:

After the surrender of Japan on September 2, 1945, all the Japanese nationals in Korea were ordered to evacuate from Korea, deprived of the right to acquire the Korean nationality and to reside in Korea, while the Korean residents in Japan were allowed continued residence in Japan with freedom to depart at any time. As mentioned above, the Korean residents in Japan received a treatment different from that given the Japanese under the SCAP's policy.

In accordance with SCAP Directive No. 1, dated 3 November, 1945, the Korean residents in Japan were recognized as the liberated people, separated from the political and legal relations to Japan. As a result, legislatively, they have been deprived of their right to vote and to be elected since December 17, 1945, which rights had been given to the Korean residents in Japan during the Japanese domination (Japanese Election Law No. 100). Judicially, they have been granted the right to receive the review by SCAP in the original case pursuant to SCAP memorandum dated March 19, 1946 concerning review of final sentences by Japanese Government imposed upon Koreans and certain other nationals; and administratively, they have been treated as non-Japanese or foreigners under the Registration Law of foreigners in Japan dated May 2, 1947 (Imperial Ordinance No. 207). Enhancement of their personal status for travel outside Japan has been made through this decision.

In addition, it is to be recalled that the SCAP's announcement issued No. 11, 1946 says "the nationality of Koreans in Japan shall be determined through the recognition as its nationals by a government which will be duly established in Korea in the future".

C. In conclusion, it is hereby stated that since the nationality of the Koreans has already been decided by the promulgation of the Republic of Korea's nationality law, the problem of the nationality of the Korean residents in Japan need not be discussed any further. The only need to be met is the legal confirmation of the Supreme Commander for the Allied Powers to this effect.

5-0393

P57. 韓日代第 2263 号
檀紀四二八四年(1951 年) 八月十四日

大韓民国駐日代表部
大使 申性模 ㊟

外務部長官 閣下

在日僑胞国籍問題に関する予備会議開催要請の件
標記の件に関して本代表部は連合国最高司令部外交局に別添文書を提出し、在日韓国人の国籍問題に関する予備会議開催を要請したのでここに報告するものである。

P58. 別添公文書の写本

The Korean diplomatic mission in Japan presents its compliments to the Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers and has the honor to refer to the telephone conversation on the preliminary conference for the settlement of the nationality of the Korean residents in Japan between Mr. Franklin Hawley of the latter and Dr. Hongkee Karl of this mission.

The Diplomatic Section is informed that this mission is fully prepared for the said conference and is desirous to have Diplomatic Section's proposal on the opening date of the aforementioned conference.

Tokyo, August 13, 1951

To the
Diplomatic Section,
General Headquarters,
Supreme Commander for the Allied Powers,
Tokyo

384

0306

August 10, 1951

MEMORANDUM

TO : Diplomatic Section of JCAP

FROM: Korean Diplomatic Mission in Japan

The Korean Diplomatic Mission in Japan presents its compliments to the Diplomatic Section of General Headquarters, Japanese Command for the Allied Powers, and has the honor to request prompt consideration of the legal status of the Korean residents in Japan.

Koreans who have been resident in Japan since before August 9, 1945, are entitled to and should be recognized as possessing all the rights and privileges accruing to Korean citizenship, as was pointed out in this Mission's note of May 3, 1949 and in subsequent communications.

The question of the citizenship of the Korean residents in Japan was settled in substance on August 15, 1945, when the Japanese Government acceded to the Potsdam Declaration, thereby losing the enforced suzerainty which it had unjustly exercised over the people of Korea since 1910.

On August 15, 1948, the newly proclaimed Government of the Republic of Korea undertook to extend to the Korean residents in Japan the same protection and the same regulations which it extends to all its other citizens.

Despite the many communications which have been exchanged on this subject, the simple and inherent right of Korean citizenship which is enjoyed by the Korean residents in Japan has not yet been explicitly confirmed and their legal status has in significant instances been abridged.

This Mission is fully prepared to enter into further negotiations with the Diplomatic Section concerning detailed procedures necessary to effect prompt implementation of all judicial, property, and personal rights of Korean citizens who are resident in Japan.

Your attention is also respectfully called to the question of the return to the Korean Government of the two official buildings in Tokyo which have been the subject of recent communications from this Mission.

385

0307

Q/SF 88861
Aug. 21

P61

It is the great and earnest desire of this Mission that the aforementioned problems be brought to a satisfactory conclusion prior to the projected signing of the Japanese Peace Treaty. To this end, the earliest possible consideration by the Diplomatic Section is respectfully solicited.

386

0308

P62 韓日代第 2265 号
檀紀四二八四年(1951 年) 八月十四日

大韓民国駐日代表部
大使 申性模 ㊟

外務部長官 閣下

在日韓僑の国籍確認要請の件
標記の件、連合国最高司令部外交局に別添文書を提出し、在日韓国居留民の韓国国籍
確認を要請したのでここに報告するものである。
別添公文書の写本

P63 韓日代第 2293 号
檀紀四二八四年(1951 年) 八月二十三日

大韓民国駐日代表部
大使 申性模 ㊟

外務部長官 閣下

予備会議開催通知に関する件報告
標記の件、本代表部は連合国最高司令部外交局に別添文書を提出し、在日韓国居留民
の国籍問題に関する予備会議を開催する用意があるという通知をしたので、ここに報告
するものである。
別添 公文書の写本

P64 英文

P65 韓日代第 2274 号
檀紀四二八四年(1951 年) 八月二十四日

大韓民国駐日代表部
大使 申性模 ㊟

外務部長官 閣下

在日韓人法的地位決定に関する会談結果報告の件
標記に関しては檀紀四二八四年(1951 年) 八月二十三日韓日代第二二八三号「予備会
議開催通知に関する件報告書」に基づき八月二十四日 **SCAP** 当局と開催した題記結果別
紙のように報告するので照覧なされ、日本政府と交渉するのに対する本国方針を開示な
さるよう望みます。

P66. 別紙 報告書

P67. 在日韓人法的地位に関する予備会議経過報告

一、日時及び場所

八月二十四日午前十時一全五十五分

DS/SCAP に於いて

二、出席人員

1. **SCAP** 側 **Mr. W.H.Sullivan DS**
Mr. R.B.FINN DS

Mr. J.Bassin LS
Maj. E.G.Tobin G-2

2. 韓国側 葛弘基 参事官
 俞鎮午 法律顧問
 金泰東 一等書記官
 韓奎水 三等書記官

P68.

3. 司会 サリバン二等書記官

三、議事要領

1. 開会冒頭司会者から、本件は日本政府と直接交渉で決定せよという **SCAP** の根本方針は不変なので近い間に直接会談することを希望するという発言があった。

2. これに対して葛博士から本会開催を同意したことに対して謝意を表すると前提し、本件はポツダム宣言によって既に決定した問題なので、日本政府との直接交渉で解決するのではなく、**SCAP** 覚書で決定できることを強調した。

P69.

3. これに対して法律局ベーシン氏は、ポツダム宣言は国籍問題とは関係がないということ。即ちポツダム宣言により韓国が主権国家として独立し、韓国国籍を制定して、韓国人の後裔は現在いかなる地域に存在しようが、韓国国籍を所持すると規定したとしても、本韓国国籍法を日本政府がそのまま受諾するよう強制できない。二重国籍と無国籍は避けなければならないので、日本政府と交渉して韓国国籍法に日本が合意するなら、問題は解決するだろうという答があった。

P70.

4. 日本政府が講和条約発効前にいかなる問題を交渉決定する権限を有するかという韓国側質疑に対して、**SCAP** 側でも異論がなかったが極東委員会に権限があるもので、日本政府は決定権限を付与されたのではなく、韓国政府との本件交渉を許容されたということである。

5. 日本の管理(**CONTROL**)は **SCAP** の主管ではないかという反問に対して、管理(**CONTROL**)というより責任(**RESPONSIBILITY**)取るというもので、本件のように長久な将来に影響する性質(**LONG TERM SIGNIFICANCE**)がある件は、**SCAP** の権限外だ(**BEYOND THE SCOPE OF SCAP'S AUTHORITY**)。

P71.

本範囲に関しては **SCAP** 自身でも疑義があったが、米国政府と **FEC** の明示司令により、国籍問題は **SCAP** の権限外ということが明白になったということだ。国際法原則上、平和条約に随伴する案件決定(**PEACE SETTLEMENT**)は占領当局権限外ということは、日本政府も知っていることだろうという説明があった。

6. 俞鎮午氏が a, 韓国人の日本国籍は日本人の日本国籍と根本的に違うという点、及び本件は国籍の変更でなく確認の問題(**MATTER OF CONFIRMATION**)という点を敷衍(詳しく)説明したところ、**SCAP** 側では確認であれ確定(**ESTABLISHING**)であれを問わず **SCAP** では取扱できない。もし韓国側が本会議で **SCAP** 側代表を完全に説服(**CONVINCE**)したとしても、**SCAP** 側は何ら決定できない問題だと断言した。

7. 最後に韓国側が在日台湾人の法的地位に対して **SCAP** 覚書を出した経緯を質問したのに対して、**SCAP** 側では中国

- P72. 政府もこれまた韓国と同一な国籍法で要請があったが、中国が日本に治外法権がないことは同一な立場から拒否したが、政治的その他考慮から結局中国代表部が六ヶ月内に登録証を発給した者に対しては、日本の刑事裁判管轄権(CRIMINAL JURISDICTION)から除外するという覚書を出したのであり、根本的法的地位においては在日韓国人とまったく同一だという説明があった。
8. 本会談結果を大使に報告し適後連絡するという韓国代表発言に対して、SCAP 司会者から結果は正式公文で通知することと、シーボルト大使も本件が根本問題だと重要視しているが、財産問題等と分離して国籍問題だけは別途、早急に解決することを希望するという意見陳述があつて閉会した。

P73. 9 / 4 84(51)年 8 月 28 日接授

84(51)年 9 月 3 日案送 発送 歳 記帳 // 給印 //

外政第九六四号

長官 ㊟ 次官 ㊟ 法務局長 ㊟ 第一課長 ㊟ 係長 起案者 ㊟

件名 在日韓僑の法的地位に関する日本政府との交渉に関する件

長官

駐日大使貴下

首題の件に関しては檀紀四二八四年(1951年)八月二十四日付韓日代第二二七

- P74. 四号で報告して来た「在日韓人法的地位決定に関する会議結果報告の件」に依拠し、別案とここにわが国政府の基本方針を樹立したので、この方針に沿って日本政府と交渉されることを希望し、国籍問題と併せて提起されることが予想される韓僑居住権問題に対する基本方針も参考的に前に明示する。

P75. 在日韓僑の法的地位

- 一、在日韓僑は大韓民国憲法及び国籍法に依拠した大韓民国国民である。
法的根拠

1. カイロ宣言及びポツダム宣言による韓国の主権回復
2. 過去帝政時韓国人に対する日本国籍法の不適用及び日本在外公館下においての韓国人は保護籍程度だったという事実
3. 条約は新条約だけで消滅するのではなく、その条約を消滅させるだけの、即ち矛盾した有力な事実が発生した時にもその条約が消滅するという国際法上の一般原則を考慮する時に、次の諸事実は韓日合併条約を消滅させるのに充分である。

P76.

- (a) 日本のカイロ宣言、ポツダム宣言受諾
- (b) 大韓民国の樹立及び諸国の大韓民国承認
4. 一九四九年十月二十一日に国連総会で決議された「大韓民国政府は唯一の合法的政府」という点を考慮する時に、当然海外僑胞は大韓民国の国籍を回復している。
5. 一九四七年五月十五日 SCAPIN 第一六七九号で「韓僑は非日本人(Non-Japanese)としたことと、一九四八年六月二十一日付 SCAPIN 第一九一二号(同一付一九四七年八月四日 SCAPIN 第一七五七号で「韓僑は特殊地位国人(Special Status Nations)と規定され、オーストリア、セイロン、フィンランド、イタリア、レトビア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ハンガリー諸国と同じに取扱う」とした。

- P77. 6. 在日台湾人の中国国籍回復に関する一九四七年二月二十五日付 **SCAP** 覚書と同じ先例
7. 主権回復に従う国籍問題の先例として挙げられるポーランド国とユーゴスラビア国の主権回復後において、講和条約により国籍選択権が付与されただけで自動的に国籍回復の効力を与えなかったが、これは併合または征服によつての主権の喪失と、完全な支配国国籍法の適用を受けて支配国の国籍を取得したからだが、在日韓僑の場合においては(2)によつて決定的にその本質を異にする。
8. 韓日合併に起因して、政治的には韓国の主権が日本国に移譲したが、法的には韓国人は韓国国籍法に基因したすべての機能が停止しただけである。換言すれば法的には韓国人は日本国の国籍を取得しなかった。政治的な事実は政治的問題だけで終わるのみで、法律問題までこれを規律できないので、韓国人の国籍問題は日本国籍と何ら関係ないことだ。
- P78.
- P79. 二、在日韓僑の居住権問題
在日韓僑の国籍問題が「在日韓僑は大韓民国憲法及び国籍法に依拠して大韓民国国民である」という結論に到達したので自ら解決するものであるが、それに沿って次に提起されるのは在日韓僑の日本国内居住権問題である。
〔I〕在日韓僑は韓国の国籍を保有しながら、次の諸根拠により日本国内に継続して居住できる権利を主張する。
- a, 居住権を認定した特別条約上の先例
一九〇五年露日間に締結された「ポーツマス条約」第一〇条の規定は居住移転主義は勿論、互惠主義でもなく、一方的な居住権を認定しているもので、これは現今在日韓僑の国籍を保有しながら日本国内に続けて居住できる権利を主張できる有力な特例条約の先例である。(別紙「国際条約の引例」(1)参照)
- P80. b, 韓日間の特殊な歴史的・政治的関係
韓日合併後帝政日本の韓国に対する過酷な植民地搾取政策は韓国人から農地及び全ての経済的基盤を剥奪し、膨大な韓国人は日本国により日本本国の労働力の不足を補充する目的で大規模的に強制動員されたのである。韓国での生活能力を完全に侵奪された彼らは、強制動員された日本国内で最も悪条件な下で、やっとのことで今日まで生活根拠を築いて来たもので、在日韓僑はその数の膨大さとこのような政治的・経済的諸理由において、過去のどの主権回復国家ともその性質を異にしており、居住移転主義は絶対不当である。 不要と表記
- P81. c, この他、国籍問題で叙述したように **SCAP** 側では累次にわたる覚書で在日韓僑を「連合国人、非日本人または特殊地位国民」としたし、また「大韓民国国民」もして、在日韓僑は完全に外国人として取扱われて来たし、それによつて外国人登録令によつて登録することでその外国人的地位を再確認受け、したがって在日韓僑は外国人として、その他の諸外国人と一緒に日本に居住できる合法的権利を黙示的方法で認定したのである。
- d, 日本国は互惠主義原則により、もしも日本人が韓国から撤去しなかったなら、日本人の韓国国内継続居住を条件にして在日韓僑の居住権を認定すると主張するだろう。これは日本人の撤去が完了した今日においては、まったく理論上不可能なことなので問題視ならない。しかし日本人は日本人の韓国撤去を口実に在日韓僑

- P82.** の居住権の撤回を主張することが予想される。前者は「カイロ宣言」という国際決議の日本国受諾による当然な結果であり、後者は今後締結される韓日間の協定によるべき問題である。
- e, 日本国は在日諸外国人の居住権を認定しながら、在日韓僑に対しては全面的居住移転を要求するならば、それは世界人権宣言の趣旨に背馳する。
- 〔Ⅱ〕 上述した合法的合理的根拠として、韓国は日本に対して在日韓僑の継続居住権を強力に主張する。
- と同時に大体で条約先例及び国際法理論では相互主義(別紙「国際条約の引例」(Ⅲ)参照)による以外、自国民を外国に居住させる自由と権利がないので、この点は政治的に解決しなければ困難な問題である。われわれとしては韓日間に介在す
- P83.** る歴史上に見ることの珍しい、特異な政治的経済的關係に重点を置いて日本政府と交渉することで、在日韓僑の居住権問題を韓国に有利なように解決しなければならない。
- 世界人権宣言
第十三条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- P84.** 国際条約の引例
(Ⅰ)ポーツマス条約第一〇条 (一九〇五年)
日本国に譲与された地域の住民であるロシア臣民においては、その不動産を売却し本国に退却する自由を留保する。ただし該当ロシア臣民において譲与地域に在留することを希望する時には、日本国の法律及び管轄権に服従することを条件にして、完全にその職業に従事し、また財産権を行使することにおいて支持保護されるだろう。日本国は政治上または行政上の機能を喪失した住民に対して、前地域においての居住権を撤回し、またはこれを該当地域から放逐できる十分な自由を持つ。ただし日本国は前記住民の財産権が完全に尊重されなければならないことを約束する。
- P85.** (Ⅱ) 樺太千島交換条約第五条 (一八七五年)
交換した各地に居住する住民(日本人及びロシア人)は各政府において左の条件を保護する。各民は共にその本国籍を保存することを得る。その本国に帰還することを希望する者は恒常その意思に任せて帰還することを得る。あるいはその交換地に居留することを願う者は、その生計を十分に営為することを得る権利(理)及びその所有物の権利(理)及び随意信教の権利(理)をすべて保全することを得る。まったくその新領土の属民(日本人及びロシア人)と差異ない保護を受けること。しかしその住民は共にその保護を受ける政府の支配下に属すること。
- P86.** 九月四日国務会議に緊急土壇して決議する
4284(1951) 9/8
八四年(1951年)九月三日起案 発送 崔 記帳 給印
長官 ㊟ 次官代 ㊟ 政務局長 ㊟ 第一課長 9/4㊟ 起案者 ㊟
文書課長
件名 在日韓僑の法的地位に関する日本政府との交渉に関する件

稟 議

首題の件に関して八月二十四日、駐日代表部から請示して来たように同問題の重大性と日本政府との直接交渉が

- P87.** 始まりなので国務会議の議決を得ようと別案のように国務会議に上程することができるか、このことの裁決を仰請するものである。

案

国務委員 外務部長官 卞榮泰

国務会議議長 貴下
全 件

- P88.** 在日韓僑の法的地位に関して、何度も駐日代表部と **SCAP** 側との書面交渉を進行して来たが、今般申大使の赴任と兪鎮午氏渡日を契機にして、この問題の解決を積極推進させようと、正式連席予備会談を開催した結果は左記のごとくだが、本問題の重大性と日本政府との直接交渉が始まりなので国務会議の

- P89.** 議決を得ようとする。

記

- 一、米国政府と **FEC(極東委員会)** の指令によって全件は **SCAP** の権限以外である。
- 二、在日韓僑の国籍は変更ではなく確認と言えども **SCAP** で決定できない。
- 三、韓国国籍法を日本政府がそのまま受諾するように強制はできない。
- 四、**SCAP** としては全件決定に関して韓日両国間の直接交渉を希望し、**SCAP** は講和条約発効前でも全件交渉に対する許可を日本政府にした。

- P90.** 案

在日韓僑の法的地位に関して、何度も駐日代表部と **SCAP** 側との書面交渉を進行して来たが、今般申大使の赴任と兪鎮午氏渡日を契機にして、この問題の解決を積極推進させようと、正式連席予備会談を八月二十四日開催した結果は左記のごとくだが、本問題の重大性と日本政府との直接交渉が始まりなので国務会議の議決を得ようとする。

記

- 一、米国政府と **FEC(極東委員会)** の指令によって全件は **SCAP** の権限以外である。
- 二、在日韓僑の国籍は変更ではなく確認と言えども **SCAP** で決定できない。
- 三、韓国国籍法を日本政府がそのまま受諾するように強制はできない。
- 四、**SCAP** としては全件決定に関して韓日両国間の直接交渉を希望し、**SCAP** は対日講和条約発効前でも全件交渉に対する許可を日本政府にした。

- P91.** 4284 9/14 84(51)年 9 月 14 日 発送 崔 記帳 // 給印 // 浄写 ㊟
外政第九七八号

長官 ㊟ 次官 ㊟ 政務局長 ㊟ 第一課長 ㊟ 事務官 起案者 ㊟
外務部長官

駐日大使貴下 文書課長

件名 在日韓僑の国籍及び居住権問題に関する件

(対檀紀四二八四年(1951年)九月十日付韓日代第二三三一号)

首題の件、在日韓僑の国籍及び居住権問題に

- P92.** 関しては、既に外政第五八七号、全九六四号で日本政府と交渉することを指示したものであるが、これに関連して貴部の韓日代第二三三一号の請訓中、日本政府と交渉する貴

部の具体案を検討した結果、左記のように指示するので善処することを敬望するものである。

P93. 記

一、貴案第一項及び第三項において「在日韓国人」の定義を「一九四五年八月九日以前から続けて居住する韓国人」に局限する理由がない。現在在日僑胞を、その入国時期を基準に分類するなら

- (1) 一九四五年八月九日以前入国韓人
- (2) 上記年月日以後合法的入国韓国人
- (3) 上記年月日以後不法入国韓国人がいる。

国籍を確定するのにおいて入国時期と入国の合法・不法とは何らの

P94. 標準にならない。韓日両国の国籍法が、同じ血統主義を原則にしている事実から出る当然な帰結である。ゆえに入国時期の如何を問わず、現在日本において大韓民国国籍法の適用を受けていない者は一切、大韓民国国民であることを日本政府は確約しなければならない。在日韓人に大韓民国国籍法を適用

P95. する論拠は既に指示した通りである。

二、貴部の疑点中、「共産分子追放」問題に関してはこのような韓人の追放が制約されるとしても、一旦大韓民国国民として確認された以上、善良な全件僑胞の利益のために、貴案のように「確定判決による刑の言渡しを受けてない」は追放できないことを徹底的に

P96. 主張しなくてはならないものである。また「確定判決による刑の言渡しを受けてない」は追放できないという主張によって共産分子の追放に制約がある憂慮は実質的でない。何故ならば現在も日本においては、日本人であっても悪質的共産分子は被検される現実にあるだけでなく、将来共産党に不法犯の措置が

P97. ある場合には韓人共産分子追放問題も自然に解決できるからだ。

P98. 不法入国者(一九四五年八月九日以後)七万名に関しても、厳格に論じれば彼らは同時に、不法出国を犯した犯罪者として送還されるのが当然だ。しかし現時下、これは重大な社会問題を引き起こすもので、七万名の送還とは韓国の現実的な利益に符号しない。したがってこのような不法入国者

P99. を一切含む在日僑胞の安定した居住権を強力に主張しなくてはならない。

韓人居住権主張の論拠としては外政九六四号で指示した(a) 居住権を認定した特別条約の先例、(b)韓日間の特殊な歴史的関係、(c)世界人権宣言、以外に日本国憲法を援用できる。平和主義、国際主義

P100. 精神に立脚した日本憲法において、国民の基本権は参政権のような国民の固有な権利以外は、外国人にも遡及されなければならないものである。

三、貴案の内、国籍復帰の期間設定を削除することができる。

日本国憲法によって日本国籍を取得した韓人(実質的意味)が、大韓民国国籍を回復できる期間

P101. を六ヶ月に限定する必要はない。このような韓国人の国籍復帰は大韓民国国籍法第七条、日本国憲法第二十二条及び日本国籍法第八条により、いつでも本国政府の許可によって可能なことで、交渉において主張する必要はない。

追記

P102. 本問題と関連して日本の出入国管理法の強化は、その主要な対象が韓国人であることは明白な事実なので、このような法令によって韓国人が受ける不利に対して十分な対策を樹立すると同時に、時々把握する情報を本部することを望む。

(日本の新出入国管理法草案の付送を依頼します)

P103. 韓日代第 2331 号
檀紀四二八四年(1951 年) 九月十日

大韓民国駐日代表部
大使 申性模 ㊟

外務部長官 閣下

在日韓人の国籍問題に関する請訓の件

標記の件、在日韓人の国籍問題に関しては、九月四日付外政第九六四号「在日韓僑の法的地位に関する日本政府との交渉に関する件」の指示に沿って、左記内容を提案する条件」を日本政府と交渉しようここに上申するので、早速提示していただくことを望みます。

P104. 追伸 本件に関連して次のふたつの難しい問題があることを報告しますので、充分考慮なさって本国の方針を回示していただくことを望みます。

(一)一九四五年八月九日以後に、特に六・二五事変によってわが国からの不法入国者が約七万名に達する。この問題に対して日本政府は本件とは関係なく別途に取扱い追放措置を取ろうとすると同時に

(二)目下起草中の「新出入国管理法」は、主に在日韓人の追放を行政措置で実践することを企画している故に、左記四項の「確定判決による刑の言渡しを受けていない」は、追放されないと主張要求しようとしても、もしも左記成案が通過したとしたら、(1)貧困な一般韓人の追放

P105.(2)共産分子の追放も制約されることになるので、日本政府の猛烈な反対が予測され、わが国の立場も多少共産分子とその他在日僑胞において利害相反する点があります。

記

一、日本政府は、一九四五年八月九日以前から継続して日本に居住する韓人で、日本戸籍法の適用を受けない者は大韓民国の国民であり、日本国の国民ではないということを確認する。

二、一九四五年八月九日以前から継続して日本に居住する韓人で、日本戸籍法の適用を受けている者は六ヶ月以内に限って自己の志望によって大韓民国の国籍を回復できる。

P106. 三、在日韓人というのは、一九四五年八月九日以前から継続して日本に居住する韓人で、大韓民国国籍法によって韓国国民になった者を意味する。

四、日本政府は在日韓国人に対しては、その権利と義務に関して「確定判決による刑の言渡しを受けていなければ永住する権利を認定し、他の外国人と同等な待遇を付与する。」

五、在日韓人は帰国の自由を保有し、帰国する時には課税なく、自己のすべての財産を搬出する権利を持つ。以上

P107. 別本は大統領閣下
韓日代第 号
檀紀四二八四年(1951 年) 十月一日

大韓民国駐日代表部
大使 申性模 ㊟

外務部長官 閣下

新聞記事報告の件

今般九月三十日付別添時事新報掲載不法入国の取締強化韓国人八十五万人の国籍を明確化云々の記事の中に議題・不法入国者及び在日

P108. 財産家の数に言及・事実無根な報道をし、まるで本代表部で発表したかのような感を与えるようになり、即時関係新聞社に連絡しその記事の出処を調査したところ、今般別紙のようにこれは日本政府外務省及び出入国管理庁で聞いたことを基礎にしたと言うので、本代表部では内容及びその発表において何ら関知しないことをこれを持って報告いたします。

P109. 4284 9/27 84(51)年 9 月 26 日 発送 崔 記帳 〃 給印 〃
外政第九七八号

長官 ㊟ 次官 ㊟ 政務局長 ㊟ 第一課長 ㊟ 事務官 起案者 ㊟
外務部長官

駐日大使貴下 文書課長

件名 在日僑胞の国籍及び居住権問題に関する件

首題の件、在日韓僑の国籍及び居住権問題に関しては、日本政府と交渉する案で先般指示

P110. したことがある。本件の問題に関しては将来的に對日本基本的な諸問題解決段階で同時に解決されるだろうし、緊急な問題ではないと思料するので、日本政府との交渉は本部の別途指示がある時まで中止なさることを希望するものである。

P111. 参考資料

P112. 法務第 号

檀紀四二八四年(1951 年) 十月八日

法務部長官

国务會議議長 貴下

在日韓僑の国籍問題に関する協定の要綱審議の件

日本に居住している約五十五万名の韓国人の国籍帰属に関して、次のような案を提出するので審議していただけるようお願いいたします。

P113. 在日韓僑の国籍帰属に関する案は、別添した協定要綱と同じでふたつがあります。その要綱を要約すると

第一に

1, 在日韓僑全部に韓国の国籍を取得させると同時に、日本で永久に居住できる権利と、また自由に退去できる権利を付与し、続けて日本に居住する時には不動産、漁業権、鉱業権、企業権などのすべての財産権の所有と、経済的活動において日本人と同一な保護を受けるようにし、本国に退去させられる時もその不動産などのすべての財産権を日本で続けて保有できるようにするだけでなく、その財産を処分したり、その動産を携帯して帰国しようとする時も、日本政府からのすべての税金の賦課を免じられるようにするものです。

P114.

第二に

2, 一九四五年八月九日以前から日本に居住する者で、その後まで続けて日本に居住した韓国人全部を日本国籍を持つものと認定し、彼らに一定の期間内に韓国国籍を選択できる権利、即ち国籍選択権を付与し、韓国の国籍を選択した韓国人を日本に永久に居住できる権利とすべての財産権の所有と経済的活動、退去時の財産権の継続保有と

処分、携帯、帰国時の免税などを、前者と同一にするものです。

上記両者の利害得失を比較し細かく見ると前者、即ち在日韓僑全部に韓国の国籍を取得させること

- P115.** は、在日韓僑全部がわが国の国民になる長点があるが、しかしその中に日本の国籍を取得しようとする韓人がいるなら、日本国籍法によって帰化できるのです。ところが日本国籍法による帰化の条件の内、特異なものを見れば独立した生計を営為するのに足りる資産または技能があり、また思想が不穏でない者を法務総裁が許可して帰化させられるようになっています。(同法第四条、五条、六条)

ゆえに思想が穏健で富裕な韓国人が日本人に帰化しようとする時には比較的容易に帰化できるが、そうでない者は帰化もできません。それだけでなく十一月一日から発効する予定の「外国人出入国管理令」によれば、思想が不穏な者は容易に本国に追放

- P116.** できるよになっているので、日本側では彼らのいわゆる「望ましい韓国人」だけを帰化させることもできるし居住させることもできるが、「望ましくない韓国人」に対しては容易に韓国に追放できるようになるでしょう。それでも**現在**までの各種情報を総合すれば、講和条約後領土が狭小だからと日本の最大政治問題が人口問題で、積極的に日本の人口を海外に移民させる政策を推進させる一面、また消極的に国内の外国人で喜ばしくない韓国人を本国に送還し、人口問題、治安問題に関して一挙に両得をしようという政策が明らかです。このような観点から見るとこの立場は、韓国が主張さえすれば日本は前例通りに賛成するでしょう。

ゆえにわれわれがこの案を採択するならば、日本にいるわが

- P117.** 韓僑の永住権を確保するために、「外国人出入国管理令」のような一方的な追放はこのような韓国人に、少なくとも大韓民国の同意なしには適用できないようにしなければなりません。しかしこれは各国固(個)有の権限として持っている外国人追放権を制限するもので、日本の頑強なる反対に逢着する憂慮があります。それなのでこれを**修正**してこのような大韓民国の国民は三年以内に日本の国籍を選択できるとし、帰化においての日本の裁量の余地をなくし、追放よりは日本の国籍を選択し、日本での居住権を得るようにする方策も考慮されます。

これに反して後者、即ち国籍選択権を付与することは、現在日本に居住している韓国人を日本人として認定せよという

- P118.** のは不当なようだが、わが韓国と似た条件の国籍帰属問題の国際法上の先例としては、第一次世界大戦以後にドイツから独立した「ポーランド」「チェコスロバキア」「ユーゴスラビア」などの各国民でドイツ本土に居住していた者に対して、このような本国国籍を選択させた例が「ベルサイユ」平和条約に規定され、いわば**国際法的原則**になるのです。この制度が前者に比べて特異な点は、一定の期間内に韓国の国籍を選択しない者は当然日本人になるので、前者の場合のような日本側でいわゆる「望ましい韓国人」だけを日本人にして日本に居住させることはできないし、韓国の国籍を選択しない者は日本が望むのか、望まないのかを問わず

- P119.** 日本人として受け入れるしかなくなるでしょう。この場合に推測できるのは、韓国の国籍を選択した者に前述した永住権などの特権を付与するならば、本当に大韓民国の国民になることを願う祖国愛がある者だけが、大韓民国の国籍を選択するのではないかということです。

在日韓僑の国籍帰属問題に関して上述した、ふたつの中のどちらを選ぶかということを決定していただくことを願うものであります。

P120. 別添資料

1. 在日韓僑の国籍に関する協定要綱
2. 占領期間中、韓国人に対する法的措置概要
3. 在日韓僑の動態
4. 外国人出入国管理令の要点
5. 日本国籍法抄

P121. 在日韓僑の国籍に関する協定要綱

第一、「全般的国籍回復の場合」

第一条 日本国は一九四五年八月九日以前から日本に居住している韓人(韓日合併条約により日本の国籍を取得し、その後外国の国籍を取得していない者とその子孫)は大韓民国の国民であることを承認する。

第二条 日本国は前条の大韓民国の国民が日本に永久に居住する権利と、またいつでも大韓民国に退去する権利を保障する。

日本国は前条の大韓民国の国民に対しては、大韓民国の同意なしには、如何なる理由によっても強制に退去させることはできない。

第三条 日本国は前条によって日本に居住する大韓民

P122. 国の国民に対して、その不動産、漁業権、鉱業権、企業権などその他一切の財産権の所有と、経済的活動において日本人と同一な保護を受けることを保障する。

第四条 日本国は第一条の大韓民国の国民が日本を退去する場合に、彼が所有していた不動産、漁業権、鉱業権、企業権など、その他一切の財産権を自由に処分し、その動産を自由に携帯できる権利を認定し、またこれに対しては一切の課税をしないことを保障する。

(本案の修正案)

第〇条 日本国は第一条の大韓民国の国民に対して、本条約発効後三年以内に日本の国籍を選択できる権利を認定する。

P123. 在日韓僑の国籍に関する協定要綱

第二、「国籍選択の場合」

第一条 日本国は一九四五年八月九日以前から日本に居住する韓人(韓日合併条約により日本の国籍を取得し、その後外国の国籍を取得していない者とその直系卑属)に対して、本条約発効以後三年以内に大韓民国の国籍を選択する権利を認定する。

第二条 日本国は前条により大韓民国の国籍を選択した大韓民国の国民に、日本に永久に居住する権利と、またいつでも大韓民国に退去する権利を保障する。

第三条 日本国は第二条により日本に居住する大韓民国の国民に対して、その不動産、漁業権、鉱業権、企業権などその他一切の財産権の所有と、経済的活動において、日本人と同一な保護を受けることを保障する。

P124.

第四条 日本国は第二条により日本に居住する大韓民国の国民が日本を退去する場合に、彼が所有していた不動産、漁業権、鉱業権、企業権など、その他一切の財産権を自由に処分し、その動産を自由に携帯できる権利を認定し、またこれに対しては一切の課税をしないことを保障する。

P125. 占領期間中の韓国人(台湾人を含む)に対する法的措置概要

1. 昭和二十年十一月占領基本司令で朝鮮人と台湾人は「解放された民族」 **liberated people** として取扱うことを明らかにした。
 2. 昭和二十一年十一月五日総司令部の声明は、朝鮮への帰国を拒絶した朝鮮人は依然と日本国籍を保持しているものとし、国籍問題に対する最終的な決定は講和条約が締結される時までは決定しないことを声明
 3. 昭和二十二年五月二日外国人登録令を公布して朝鮮人と台湾人を登録させた。韓国人強制送還の根拠は昭和二十三年六月二十一日総司令部覚書で朝鮮人を「特別地位の国民」 **Special Status Nations** に置くこと
- P126.** を明白にした(この覚書の趣旨は韓国人は日本人と同じではないが、しかし外国の国籍を持つことを意味するのでもないということ)
5. 昭和二十六年十一月一日から発効予定で外国人出入国管理令を決定。その概要は別紙と同じ。
 在日韓僑の国籍帰属に対する法務調査意見長官○○○(3文字不明)は「朝鮮人の国籍は講和会議で正式に決定されるだろうし、現在は未確定状態にある。条約締結時に至っていない現在、彼らは日本国籍を喪失していないと見て、特に日本在住者においてはそうだ」という意見を正式に表示した。(昭和二十四年四月二八日) **(昭和二十五年四月二四日参議院法務委員会で、村上朝一民事局長が政府委員として同じ趣旨の発言をしている)**
 7. 昭和二十六年五月十六日渉外局から駐日大使への公簡「一九四五年八月九日以前に日本に入国した韓国人は、彼らの正確な国籍に関する決定的な措置が取られる時までは外国人として取扱できない」

P127. 在日韓僑の動態 (駐日代表部提供)

一、 在日韓僑の地方別居住調査

(一九五一年六月末日現在外国人登録国籍別人員調査によるものである)

| 府県別 /区分 | 韓国人で | | | 朝鮮人で | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 登録した者 | 登録した者 | 計 | 登録した者 | 登録した者 | 計 | |
| 北海道 | 500人 | 7999人 | 8499人 | 福島 | 81人 | 5010人 | 5091人 |
| 青森 | 336 | 1899 | 3235 | 茨城 | 648 | 5188 | 5836 |
| 岩手 | 309 | 3062 | 3371 | 栃木 | 401 | 2442 | 2842 |
| 宮城 | 885 | 4933 | 5817 | 群馬 | 160 | 3277 | 3437 |
| 秋田 | 616 | 1626 | 2242 | 埼玉 | 869 | 3320 | 4189 |
| 山形 | 145 | 1315 | 1460 | 千葉 | 3152 | 6314 | 9506 |
| P128. 兵庫 | 8608 | 45338 | 53946 | 神奈川 | 2395 | 15803 | 18198 |
| 奈良 | 1347 | 3412 | 4799 | 新潟 | 1197 | 2625 | 3822 |
| 和歌山 | 514 | 4665 | 5179 | 富山 | 256 | 2284 | 2540 |
| 島根 | 400 | 2438 | 2838 | 石川 | 472 | 3500 | 3972 |
| 鳥取 | 486 | 5419 | 5905 | 福井 | 661 | 6050 | 6711 |
| 岡山 | 1215 | 13050 | 14375 | 山梨 | 448 | 2891 | 3339 |
| 広島 | 3212 | 12893 | 16205 | 長野 | 931 | 6141 | 7072 |
| 山口 | 1494 | 25527 | 27021 | 岐阜 | 962 | 9075 | 10037 |
| 徳島 | 57 | 652 | 709 | 静岡 | 1201 | 6458 | 7659 |
| 香川 | 99 | 1572 | 1671 | 愛知 | 5310 | 30259 | 35369 |
| 愛媛 | 112 | 3019 | 3131 | 三重 | 916 | 7578 | 8494 |

| | | | | | | | | |
|-------|----|-------|-------|--------|-----|-------|--------|--------|
| | 高知 | 10 | 1324 | 1334 | 滋賀 | 1015 | 7499 | 8514 |
| | 東京 | 7388 | 36035 | 43423 | 京都 | 6937 | 29912 | 36849 |
| P129. | 大阪 | 23391 | 81394 | 104785 | 大分 | 430 | 7760 | 8190 |
| | 福岡 | 2680 | 29396 | 32076 | 宮崎 | 445 | 2016 | 2461 |
| | 佐賀 | 215 | 3311 | 3526 | 鹿児島 | 76 | 1386 | 1462 |
| | 長崎 | 1500 | 7287 | 8787 | | | | |
| | 熊本 | 628 | 3667 | 4295 | 合計 | 85320 | 468110 | 553430 |

P130. 二、在日韓僑の犯罪統計 (日本法務府統計資料一九五〇年調査)

| 区 分 | 件 数 |
|---------|--------|
| 東京高検管内 | 21,524 |
| 大阪高検管内 | 25,730 |
| 名古屋高検管内 | 8,877 |
| 広島高検管内 | 10,901 |
| 福岡高検管内 | 10,692 |
| 仙台高検管内 | 4,632 |
| 札幌高検管内 | 2,760 |
| 高松高検管内 | 1,299 |
| 合 計 | 86,395 |

P131. 三、在日韓僑の収容者調査 (日本法務府統計資料一九五〇年七月末日調査)

| | 刑務所 | | 受刑者 | | その他 | | 合計 | | |
|---------|-----|------|-----|------|-----|---|------|----|------|
| | 数 | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 東京高検管内 | 17 | 1449 | 5 | 654 | | | 2153 | 5 | 2158 |
| 大阪高検管内 | 10 | 1698 | 8 | 449 | 9 | | 2147 | 17 | 2168 |
| 名古屋高検管内 | 9 | 834 | 2 | 230 | 2 | | 1064 | 4 | 1068 |
| 広島高検管内 | 7 | 890 | 3 | 190 | 2 | | 1080 | 5 | 1085 |
| 福岡高検管内 | 11 | 1189 | 9 | 405 | 19 | | 1594 | 28 | 1622 |
| 仙台高検管内 | 6 | 394 | | 120 | | | 513 | | 513 |
| 札幌高検管内 | 6 | 538 | | 95 | | | 633 | | 633 |
| 高松高検管内 | 4 | 199 | | 27 | | | 226 | | 226 |
| 合 計 | 70 | 7240 | 27 | 2170 | 32 | | 9410 | 59 | 9469 |

P132. 四、婚姻、出生、死亡、届出状態(日本法務府統計資料一九五〇年七月末日調査)

| 年度/区分 | 出生 | 死亡 | 婚姻 | 離婚 | 縁組 | 離縁 | その他 | 計 |
|--------|-------|------|------|-----|-----|----|-----|-------|
| 1947年度 | 7325 | 2789 | 551 | 81 | 146 | 11 | 58 | 10961 |
| 1948年度 | 11743 | 2814 | 1355 | 126 | 111 | 15 | 170 | 16334 |
| 1949年度 | 19460 | 4934 | 2055 | 289 | 490 | 17 | 488 | 27732 |
| 1950年度 | 20272 | 5024 | 1881 | 194 | 267 | 27 | 302 | 28067 |

P133. 五、韓国及び日本国籍取得者数 (在日韓僑統計表一九四八年十二月末現在)

韓国人結婚総数 115,182 組

内 訳

- (1) 韓男と日女との結婚数 110,797 組
- (2) 韓女と日男との結婚数 1,500 組
- (3) 韓男の日家への入夫養子数 2,869 組
- (4) 日男の韓家への入夫養子数 16 組

P134. 六、職業状況 (在日韓僑統計表一九四八年十二月末現在)

- (1) 官公吏及び公務員 1,700 人
- (2) 会社員及び出版書籍業 9,500 人
- (3) 工業及び繊維業 6,500 人
- (4) 商業 15,000 人
- (5) 農業 5,500 人
- (6) 漁業及び製塩業 1,238 人
- (7) 自由及び土建業 155,000 人
- (8) 無業(老人、主婦、嬰兒) 118,282 人
- (9) 残余は全部失業者 310,000 人

P135. 七、在日韓僑企業状態調査表 (一九五〇年九月末現在)

- 一、在日韓僑総人口数 541,597 名
- 一、自由生活者(一定な職業のない者、浮動生活者) 約 483,574 名
- 一、小企業者(一万円以上五拾万円程度)約十%弱 53,371 名
- 一、中企業者(五拾万円以上一千万円程度)約一%弱 4,473 名
- 一、大企業者(一千万円以上) 地方別調査 179 名
 - 大阪府 60 名 ゴム、鉄工その他
 - 三重県 3 名 鑄造
 - 東京都 70 名 木材、貿易、各種機械製造、鉄工、その他
 - 京都府 7 名 織物
 - 神戸市 30 名 ゴム、貿易、その他
 - 神奈川県 1 名 機械製造

P136.

- 秋田県 1 名 建築
- 山梨県 2 名 木材
- 群馬県 1 名 木材
- 埼玉県 1 名 鉄工
- 北海道 1 名 木材
- 島根県 1 名 木材
- 福岡県 1 名 木材

備考 以上のような現実にあるので各企業者たちは融資方途がなく休業状態にあることを添記する。

P137. 外国人出入国管理令の要点 (十一月一日から実施予定)

- 第一 強制退去に該当する者
 - ア、不法入国者

イ、正式手続きを踏まずに入国した者

ウ、滞留外国人の中で

1、麻薬取締令違反者

2、外国人登録法違反者

3、短期または一年を超える懲役者

4、密売淫に従事する者

5、日本政府とその他これに所属する機関を破壊する目的で結成した団体に加入したり、または結成した者

6、公務員を殺傷したり、公共施設の破壊、または公衆

P138. 秩序を攪乱したり、妨害しようとする者

7、不穏団体の目的を達成するために印刷物、映画、文書、図画などを作成したり展示する者

8、その他日本国外務大臣が、日本の利益または公安を害する行為をしたと認定する者

第二 上記の処分を受けた者は裁判所に上訴できる。

以上

P139 日本国籍法抄

第四条 法務総裁は左の条件を備えた外国人でなければ、その帰化を許可できない。

一、継続して五年以上日本に住所を持つ者

二、二十歳以上で本国籍法に依る能力のある者

三、素行が善良な者

四、独立して生計を営為するに足る資産または技能がある者

五、国籍がなく、または日本の国籍を取得することでその国籍を喪失する者

六、日本国憲法の施行以後、日本国憲法またはそれに依って成立した政府を暴力で破壊を企

P140 画し、または主張し、または企画主張する改憲その他の団体を結成し、または加入した事実がない者

第五条 左の各号に該当する外国人で、現在日本に住所を持つ者に対しては法務総裁は彼が前第一条の条件を備えていない場合にも帰化を許可できる。

一、日本国民の夫で、継続して三年以上日本に住所または居所を持つ者

二、日本国民だった者の子(養子を除く)で継続して三年以上日本に住所または居所を持つ者

三、日本で出生し継続して三年以上日本に住所または居所を持ち、またはその父または母(養父母を除く)が日本で出生した者

四、継続して十年以上日本に居所を持つ者

P141

第六条 左の各号に該当する外国人に対しては法務総裁は彼が第四条第一号、第二号及び第四号の条件を備えていない場合にも帰化を許可できる。

一、日本国民の妻

二、日本国民の子(養子を除く)で日本に住所を持つ者

三、日本国民の養子で継続して一年以上日本に住所を持ち、または縁組時本国法に依って未成年だった者

四、日本の国籍を喪失した者(日本に帰化した後、日本の国籍を喪失した者を除く)で日本に住所を持つ者

P142 は新聞記事に対する時事新報社から韓国大使館宛の返事、日本語文

昭和 年 月 日

漢語

於月一日附時事新報所載「不協不子
の取締強化 韓名人の行の子籍と取締化
の記事はついでに同会から注意いす下が
在り事あり」

一 今回の日韓合議の議題として

韓子例は国籍問題の外に十項

目程を甲意のいふといわぬ。

一 在る韓名人の中は五百万円以上

を所有するもの多きを家約七十一

名止といふといわぬ。

の二案は、本紙記者が日本政府外務

省竹助から取材したもので、また

東京 中央区本町八丁目十九番地
時事新報社
電話 二七二一 二七二二 二七二三 二七二四

THE IJI SHIMPO

No.

(2)

昭和 年 月 日

一、不抜入のしたる韓平の人の契約世人

いふと推測されたり、

この点には出入り管理庁筋から取

扱いはなせらる。従つてこの記事の

出所はつゞきは韓平の係りの方と見

ゆるの言原もありまふ

不取敢 取らぬ申しをなす

時事新報記者

川白秀穂

韓平の係りの韓平部長

金沢市東 様

東京 〇 中央区本橋四丁目十九番地

時事新報社

電話 〇七二二一 〇七二二二

448

0350

P144 一、SCAP 側は全件決定に関しては韓日間の直接交渉を希望。

二、**SCAP** 側の答

1. 韓国国籍法を日本政府がそのまま受諾するように強制はできない。
2. 米国政府と **FEC**(極東委員会)の指令によって全件は **SCAP** の権限以外である。
3. 講和条約発効前でも全件交渉に対する許可を日本政府にした。
4. 在日韓人の国籍は変更ではなく確認と言えども **SCAP** で決定できない。
5. 在日台湾人の法的地位もまた韓国人と同一
ただし中国代表部が六ヶ月内に登録証を発給した者に限って、刑事裁判管理権から除外するという覚書に過ぎない。

(九月三十日附時事新報)

不法入国の取締強化

韓国人85万の国籍を明確化

【東京二十七日電】内閣府は二十七日、不法入国者の取締を強化し、韓国人の国籍を明確化する方針を明らかにした。この方針は、韓国人の不法入国が激増している現状を背景として打ち出された。韓国人の不法入国は、戦後激増し、現在約八十五万人に達している。このうち約半数は、不法入国者として扱われている。内閣府は、この不法入国者を合法的に帰化させること、および不法入国者の取締を強化することを目的として、この方針を打ち出した。この方針に基づき、内閣府は、韓国人の不法入国者の取締を強化し、韓国人の国籍を明確化する方針を明らかにした。この方針は、韓国人の不法入国が激増している現状を背景として打ち出された。韓国人の不法入国は、戦後激増し、現在約八十五万人に達している。このうち約半数は、不法入国者として扱われている。内閣府は、この不法入国者を合法的に帰化させること、および不法入国者の取締を強化することを目的として、この方針を打ち出した。

0392

P146 在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案(三月二〇日)



在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案（三月二〇日）

日本国及び大韓民国は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の効力発生に伴い、太平洋戦争の戦闘の終止の日以前から引き続き日本国に在留する韓人の国籍を確定する必要があることを認めるので、

また、前記の国籍の確定に伴うこれら韓人の処遇について経過措置を講ずることが望ましいと認めるので、
よつて、日本国及び大韓民国は、この協定を締結した。

450

0393

第一条

この協定において在日韓人とは、太平洋戦争の戦闘の終止の日以前からこの協定の効力発生の日にいたるまで引き続き日本国に住所を有する韓人をいう。

第二条

- 1 日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であつて、日本国民でないことを確認する。
- 2 日本国及び大韓民国は、この協定の効力発生の日にいたるまでのいずれかの時期において、日本人及び韓人相互にわたる身分關係についていずれかの一方の当事国の法令の適用により既に生じた効果を承認する。

第三条

- 1 日本国政府は、在日韓人がこの協定の効力発生の日から二年以内に大韓民国政府の発給する登録証明書 **を添付して**日本国政府に永住許可を申請するときは、これを許可する。この場合において、一般の外国人に適用せらるべき永住許可の条件、手続及び手数料に関する日本国の法令の規定は、適用しない。

2 前項の規定により永住許可を受けた在日韓人の日本国からの退去の強制については、この協定の効力発生の日から三年間、日本国政府及び大韓民国政府の当該機関が、その実施のため必要を事項に關し協議して行ふ。

3 大韓民国政府は、この協定の効力発生の日から二年九箇月を経過した後前項の期間が満了するまでの期間において、その際における内外の状況により、貧困者で日本国又はその公共団体の負担になつてゐる在日韓人の日本国からの退去強制について同項の期間を延長することが望ましいと思料するときは、日本国政府に対し二年を超えない範囲内でその延長を提議することができる。

第四条

1 在日韓人がこの協定の効力発生の際現に有する財産上の権利で、日本国の法令が一般の外国人にその享有を認めていないものについては、その者が引き続き日本国に住所を有する場合に限り、これを享有することができる。

2 前項の権利を享有する在日韓人が死亡したときは、その相続人は、被相続人の死亡後一年以内に、その権利を日本国民又は

日本国法人に譲渡しなればならない。

第五條

在日韓人がこの協定の効力発生の際現に従事している職業で、日本国の法令が一般外国人に当該職業に従事する資格を認めていないものについては、その者が引き続き日本国に住所を有する場合に限り、これに従事することが出来る。

第六條

1 在日韓人で、この協定の効力発生の日から三年以内に大韓民国に帰還するものに対しては、その所有する動産の携行について、いかなる関税その他の課徴金をも課さないものとする。携行することが出来る動産の種類及び数量については、別に協議して定める。

2 前項の帰還者は、その所有する資金を別に定める方法により大韓民国に送金することが出来る。

3 大韓民国政府は、この協定の効力発生の日から二年九個月を経過した後第一項の期間が満了するまでの間において、その際における内外の状況により、同項の期間を延長することが望ま

しいと思料するときは、日本国政府に対し二年を超えない範囲
内でその延長を提議することができる。

第七條

この協定は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市
で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日に効力を
生ずる。

以上の証換として、両政府の代表者は、このために正当な委任
を受け、この協定に署名した。

千九百五十二年 月 日に東京で、ひとしく正文である日
本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大韓民国政府のために